

F A X 送 信 状

宛 先	林弘法律事務所 _____ 弁護士 山中理司 様 _____ (FAX番号 06-6364-4816)
発 信 者	 人事院事務総局 給与第二課 山口 TEL 03-3581-5311 (内線 2532) 03-3581-5330 (直 通) FAX 03-3581-5683
送信枚数 (送信状を除く)	A 4 22 枚 B 4 _____ 枚 その他 _____ 枚 計 22 枚
送信日時	平成 27 年 3 月 10 日 (火) 時 _____ 分 頃
通 信 欄	いつもお世話になっております。 _____ さきほどお電話にてお伝えしました資料(会計検査院、人事院)を お送りいたします。当該2省庁は1枚紙の表形式になっておりませ んのでご承知おきください。また、平成27年度において官職、号俸 ともに変更予定がないため、最新版が平成26年5月29日付け文 書となります。 _____ よろしくご査収ください。 _____ _____ _____ _____ _____ _____

人事院指令 9-171

平成 26 年 5 月 29 日

会計検査院長 河 戸 光 彦 殿

人事院総裁 — 官 なほみ

人事院規則 9-2 第 15 条第 9 号の規定に基づく指定及び一般職の
職員の給与に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく号俸の決
定について

- 1 人事院規則 9-2（俸給表の適用範囲）（以下「規則 9-2」という。）第 15 条第 9 号の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける職員として、別表 1 又は別表 2 の官職欄に掲げる官職を占める職員を指定する。ただし、別表 2 の官職欄に掲げる官職を占める職員のうち、次項に規定する臨時的な官職が置かれた場合において当該官職を占め、同項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員（同項第 2 号又は第 5 号に規定する官職及び 1 日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。）の数と同数の職員（別表 1 又は別表 2 の官職欄に掲げる官職に欠員がある場合又は別表 2 の官職欄に掲げる官職に、人事管理上の必要性に鑑みた場合に指定職俸給表を適用しないことが適当と認められる職員に該当する者（以下この項において「該当職員」という。）でこの項のただし書の規定により現に指定職俸給表の適用を受けていないもの（以下この項において「指定職非適用職員」という。）が占めるものがある場合にあっては、当該数から当該欠員のある官職の数及び当該指定職非適用職員が占める官職の数の合計数を減じた数の職員）及び該当職員については、この限りでない。

2 規則9—2第15条第9号の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける職員として、指定職俸給表の適用を受けていた職員（指定職俸給表の適用を受けた後に他の俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）のうち、次に掲げる官職を占める職員を指定する。ただし、これらの職員（第2号又は第5号に規定する官職及び1日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。）のうち、別表1の官職欄に掲げる官職で欠員があるもの及び別表2に掲げる官職で現に置かれているものの総数を超える数の職員については、この限りでない。

一 転任、配置換又は退職（人事交流等により人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則9—8」という。）第17条第1号から第4号まで又は第7号に掲げる者となるための退職に限る。）が予定されている職員に占めさせるため、4月を超えない期間内において臨時的に置かれる官職で、職務の複雑、困難及び責任の度が規則9—2第15条第4号に掲げる職員が占める官職若しくはこの指令の別表1又は別表2の官職欄に掲げる官職に相当するもの

二 休職又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項の規定による交流派遣（第11項において単に「交流派遣」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣（第11項及び第12項において「派遣等」という。）のためにそれぞれその期間内において臨時的に置かれる官職

三 内閣官房に置かれる内閣審議官又は内閣府に置かれる審議官に併任するためにその併任の期間内において臨時的に置かれる官職

四 病気休暇の期間の初日から起算して当該病気休暇の継続する90日を超え

ない期間内において臨時的に置かれる官職

五 前各号に掲げるもののほか、人事管理上の必要性に鑑み、1日に限り臨時に置かれる官職

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる官職を占める職員の号俸については、当該各号に定める号俸とする。

一 事務総長 8号俸

二 事務総局次長 6号俸

三 事務総局の重要局長（別表3に掲げる官職をいう。以下「重要局長」という。） 5号俸

四 事務総局の局長（重要局長を除く。以下「局長」という。） 4号俸

4 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、重要局長を占める職員の号俸については、その者が占める官職の当面の業務の重要度及び困難度に照らして必要があり、かつ、人事管理上必要であると認められる場合には、前項第3号の規定にかかわらず、4号俸とすることができる。

5 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、局長を占める職員の号俸については、その者が占める官職の当面の業務の重要度及び困難度に照らして必要があり、かつ、人事管理上必要であると認められる場合には、第3項第4号の規定にかかわらず、5号俸とすることができる。

6 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占める職員（次項及び第8項に規定する職員を除く。）については、その者の占める官職に対応するそれぞれの別表の基礎指定号俸欄に掲げる号俸とする。

7 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、別表2の官職欄に掲げる官職を占める職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める号俸とする。ただし、同表の

基礎指定号俸欄に掲げる号俸とすることが人事管理上必要であると認められる場合においては、同欄に掲げる号俸とすることができる。

一 新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日において、行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していた職員 別表2の指定職俸給表の号俸格付欄に掲げるその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していた期間のうち同日以前の直近の1月1日から適用日の前日までの期間（以下「経過期間」という。）に応じた号俸

二 適用日の前日において、行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受けていた職員のうち、同日に規則9―8第27条第1項に規定する異動（以下「俸給表異動」という。）をして行政職俸給表（一）の適用を受けることとなったものとみなして、同条及び規則9―8第28条等の規定を適用した場合に、同日に行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していたこととなる職員 同日に受けていたこととなる職務の級及び号俸並びに経過期間をその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間とみなして、前号の規定を適用した場合に得られる号俸

8 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった職員（かつて職員であった者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて規則9―8第17条各号に掲げる者（第1号に掲げる職員にあっては、特別職の国家公務員又は独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（同条第4項に規定する行政執行法人を除く。）若しくは国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の4各号に掲げる法人の役員に限る。）となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者に限る。）のうち、別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占める職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める号俸とする。ただし、これらの表の基礎指定

号俸欄に掲げる号俸とすることが人事管理上必要であると認められる場合においては、同欄に掲げる号俸とすることができる。

- 一 異動又は退職の直前において指定職俸給表の適用を受けていた職員 当該異動又は退職の直前に占めていた官職について指定職俸給表の適用を受けた日（指定職俸給表の適用が、同日前に占めていた官職についての指定職俸給表の適用から引き続く場合にあっては、当該指定職俸給表の適用の最初の適用日）に職員となった日に占める官職に任用されたものとして、前2項の規定を適用した場合に決定されることとなる号俸を基礎とし、かつ、第15項から第19項までの規定を適用した場合に同日に受けることとなる号俸
 - 二 異動又は退職の直前において行政職俸給表（一）の適用を受けていた職員であって、規則9—8第11条及び第17条等の規定を適用した場合に、適用日の前日において行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していたこととなるもの 同日に受けていたこととなる職務の級及び号俸並びに経過期間をその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間とみなして、前項第1号の規定を適用した場合に得られる号俸
 - 三 異動又は退職の直前において行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受けていた職員であって、規則9—8第11条及び第17条等の規定を適用し、かつ、適用日の前日に俸給表異動をして行政職俸給表（一）の適用を受けることとなったものとみなして、規則9—8第27条及び第28条等の規定を適用した場合に、同日に行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していたこととなるもの 同日において受けていたこととなる職務の級及び号俸並びに経過期間をその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間とみなして、前項第1号の規定を適用した場合に得られる号俸
- 9 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受けている者で任命権者を異にする異動により別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったものについては、当該異動の直前に占めていた官職につい

て指定職俸給表の適用を受けた日（指定職俸給表の適用が、同日前に占めていた官職についての指定職俸給表の適用から引き続く場合にあっては、当該指定職俸給表の適用の最初の適用日）に当該異動後の官職に任用されたものとして、前3項の規定を適用した場合に決定されることとなる号俸を基礎とし、かつ、第15項から第19項までの規定を適用した場合に当該異動の日に受けることとなる号俸とする。

10 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受けている職員で異動（前項の異動を除く。以下この項において同じ。）により別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったものについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 第6項から前項までの規定により号俸を決定された職員で異動前に占めていた官職が掲げられている別表1又は別表2の官職欄に掲げる他の官職に異動したもの 異動前に受けていた号俸と同一の号俸

二 第6項から前項までの規定により号俸を決定された職員で異動前に占めていた官職が掲げられている別表1若しくは別表2の官職欄に掲げる官職以外の他の官職に異動したもの又は当該職員及び前号に掲げる職員以外の職員で異動により別表1若しくは別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったもの 異動の直前に占めていた官職について指定職俸給表の適用を受けた日（指定職俸給表の適用が、同日前に占めていた官職についての指定職俸給表の適用から引き続く場合にあっては、当該指定職俸給表の適用の最初の適用日）に異動後の官職に任用されたものとして、第6項から第8項までの規定を適用した場合に決定されることとなる号俸を基礎とし、かつ、第15項から第19項までの規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

11 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第2項の規定によって指定職俸給表の適用を受ける職員として指定された者（同項第2号に掲げる官職を占める職員にあっては、給与法第23条第1項に規定する休職若しくは人事院規則

- 1 1—4（職員の身分保障）第3条第1項第3号に規定する休職又は交流派遣のために臨時的に置かれる官職を占めることとなった者（次項において「特定職員」という。）に限る。）の号俸は、その者の第2項各号に掲げる臨時的に置かれる官職を占めることとなった日の前日（同日において規則9—8第17条各号に定める者であった者又は派遣等をされていた者にあつては、これらの者となった日の前日）に受けていた号俸（当該号俸が5号俸以上である場合にあっては、4号俸）（当該受けていた号俸が4号俸以上である場合で人事管理上必要であると認められるときは、3号俸）とする。
- 1 2 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第2項第2号に掲げる官職を占めることとなり指定職俸給表の適用を受ける職員として指定された者（特定職員を除く。）の号俸は、派遣等をされた日の前日に受けていた号俸の1号俸下位の号俸とする。
- 1 3 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、重要局長又は局長を占める職員（5号俸を受けている職員に限る。）であつて、異動により局長又は別表1の官職欄に掲げる官職を占めることとなったものについては、第3項、第9項及び第10項の規定にかかわらず、その者の号俸を5号俸に決定することができる。
- 1 4 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる職員については、第9項及び第10項の規定にかかわらず、その者の号俸を4号俸に決定することができる。
- 一 重要局長若しくは局長又はその職務の複雑、困難及び責任の度が重要局長又は局長に相当する官職を占める職員（4号俸を受けている職員に限る。）であつて、異動により別表1又は別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったもの
- 二 別表1の官職欄に掲げる官職を占める職員又はその職務の複雑、困難及び責任の度が当該官職に相当する官職を占める職員（4号俸を受けている職員

に限る。)であって、異動により別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったもの

- 15 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第6項から第10項まで(第7項ただし書及び第8項ただし書を除く。)の規定により号俸を決定された職員のうち、勤務した月が当該号俸を受けることとなった日の属する月を含めて12月以上あり、人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実を照らして上位の号俸に決定することが適当である職員については、指定替(その者の号俸をその者が占める官職に対応する別表1又は別表2の基礎指定号俸欄に掲げる号俸の1号俸上位の号俸に決定することをいう。以下同じ。)をすることができる。
- 16 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第7項ただし書又は第8項ただし書の規定により別表1又は別表2の基礎指定号俸欄に掲げる号俸とされた職員のうち、人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実を照らして上位の号俸に決定することが適当である職員については、指定替をすることができる。
- 17 第7項から第10項までの規定により号俸を決定された職員で次の各号に掲げるものについては、当該決定後の指定替に必要な期間を当該各号に定める期間短縮して指定替を行うことができる。
 - 一 第7項又は第8項第2号若しくは第3号の規定により号俸を決定された職員 別表2の指定職俸給表の号俸格付欄に掲げるその者の適用日の前日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間に応じた短縮期間
 - 二 第8項第1号の規定により号俸を決定された職員 同号の規定の適用上当該号俸を受けることとなった日から職員となった日の前日までの期間
 - 三 第9項又は第10項第2号の規定により号俸を決定された職員 これらの規定の適用上当該号俸を受けることとなった日から異動の日の前日までの期間
 - 四 第10項第1号の規定により号俸を決定された職員 異動前における号俸を受けることとなった日から異動の日の前日までの期間(前3号の規定によ

り指定替に必要な期間を短縮して指定替を行うこととされている職員にあっては、前3号の規定により短縮されている期間と異動前における号俸を受けることとなった日から異動の日の前日までの期間を合算した期間)

18 前3項の規定による指定替を行うことができる職員が、現在の号俸を受けた日（前項の規定により指定替に必要な期間を短縮されている場合にあっては、同日から同項の規定により短縮された期間を遡った日）から指定替に必要な最短の期間を経過した日（指定替を行おうとする日が当該最短の期間を経過した日後の日であるときは、その日）の前日までの間に、次の各号に掲げる場合に該当するときは、これらの規定により指定替に必要とされる最短の期間に当該各号に定める期間を加えた期間をその者の当該指定替に必要な最短の期間とする。

一 停職又は減給の処分を受けた場合 12月

二 戒告の処分を受けた場合又は訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった場合 6月

19 次の各号に掲げる職員の総数は、それぞれ当該各号に定める数を超えてはならない。

一 5号俸を受ける職員 2

二 重要局長又は局長以外の官職を占める職員であつて、4号俸を受けるもの（第2項第2号に規定する官職及び1日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。） 1

三 別表1に掲げる官職以外の官職を占める職員であつて、3号俸を受けるもの（第2項第2号に規定する官職及び1日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。） 13

20 指定替の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

21 前各項の規定により難い場合は、別に指令で定める。

22 第1項から第18項までの規定により指定職俸給表を適用することとされ

た場合若しくは職員が指定職俸給表の適用を受ける職員として指定しないこととされた場合又は指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定を行った場合には、速やかに、別紙の様式により、その旨及びその他の必要な事項を人事院に報告しなければならない。

23 別紙の様式による指定職俸給表の適用等報告書には、第15項又は第17項の規定による指定替の場合を除き人事記録の写しを添付するものとする。また、第7項第2号又は第8項の規定により適用日の前日に受けていたこととなる級及び号俸を求めた場合には、その過程が明らかになる資料を添付するものとする。

24 この指令は、平成26年5月30日から施行する。

25 平成18年人事院指令9—64（人事院規則9—2第15条及び人事院規則9—42別表の規定に基づく指定について）は、廃止する。

別表1

基礎指定 号俸	官 職
3	事務総長官房総括審議官

別表2

基礎指定 号俸	官 職	信 定 職 俸 給 表 の 号 俸 格 付																			
		職務の級	行政職俸給表(一)9級											行政職俸給表(一)10級							
			号 俸	30号俸 以下	31号俸	32号俸	33号俸	34号俸		35号俸		36号俸		37号俸 以上	10号俸 以下	11号俸	12号俸	13号俸		14号俸	15号俸 以上
				経過期間	全期間	全期間	全期間	全期間	12月未満	12月	12月未満	12月	12月未満	12月	全期間	全期間	全期間	全期間	12月未満	12月	全期間
2	事務総長官房審議官	指定職俸給表 の号俸	2	2	2	2	2	3	2	3	2	3	3	2	2	2	2	3	3	3	
		短縮期間	0	0	0	0	経過期間	0	経過期間	0	経過期間	0	0	0	0	0	経過期間	0	0	0	

別表3

第1局長、第5局長

人事院指令 9－1.7 2

平成 26 年 5 月 29 日

人事院総裁 一 官 なほみ 殿

人事院総裁 一 官 なほみ

人事院規則 9－2 第 15 条第 9 号の規定に基づく指定及び一般職の
職員の給与に関する法律第 6 条の 2 第 2 項の規定に基づく号俸の決
定について

- 1 人事院規則 9－2（俸給表の適用範囲）（以下「規則 9－2」という。）第 15 条第 9 号の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける職員として、別表 1 又は別表 2 の官職欄に掲げる官職を占める職員を指定する。ただし、別表 2 の官職欄に掲げる官職を占める職員のうち、次項に規定する臨時的な官職が置かれた場合において当該官職を占め、同項の規定により指定職俸給表の適用を受ける職員（同項第 2 号又は第 5 号に規定する官職及び 1 日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。）の数と同数の職員（別表 1 又は別表 2 の官職欄に掲げる官職に欠員がある場合又は別表 2 の官職欄に掲げる官職に、人事管理上の必要性に鑑みた場合に指定職俸給表を適用しないことが適当と認められる職員に該当する者（以下この項において「該当職員」という。）でこの項のただし書の規定により現に指定職俸給表の適用を受けていないもの（以下この項において「指定職非適用職員」という。）が占めるものがある場合にあっては、当該数から当該欠員のある官職の数及び当該指定職非適用職員が占める官職の数の合計数を減じた数の職員）及び該当職員については、この限りでない。

2 規則9—2第15条第9号の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受ける職員として、指定職俸給表の適用を受けていた職員（指定職俸給表の適用を受けた後に他の俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。）のうち、次に掲げる官職を占める職員を指定する。ただし、これらの職員（第2号又は第5号に規定する官職及び1日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。）のうち、別表1の官職欄に掲げる官職で欠員があるもの及び別表2に掲げる官職で現に置かれているものの総数を超える数の職員については、この限りでない。

一 転任、配置換又は退職（人事交流等により人事院規則9—8（初任給、昇格、昇給等の基準）（以下「規則9—8」という。）第17条第1号から第4号まで又は第7号に掲げる者となるための退職に限る。）が予定されている職員に占めさせるため、4月を超えない期間内において臨時的に置かれる官職で、職務の複雑、困難及び責任の度が規則9—2第15条第4号に掲げる職員が占める官職若しくはこの指令の別表1又は別表2の官職欄に掲げる官職に相当するもの

二 休職又は国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律（昭和45年法律第117号）第2条第1項の規定による派遣、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）第2条第3項の規定による交流派遣（第11項において単に「交流派遣」という。）若しくは法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成15年法律第40号）第11条第1項の規定による派遣（第11項及び第12項において「派遣等」という。）のためにそれぞれその期間内において臨時的に置かれる官職

三 内閣官房に置かれる内閣審議官又は内閣府に置かれる審議官に併任するためにその併任の期間内において臨時的に置かれる官職

四 病気休暇の期間の初日から起算して当該病気休暇の継続する90日を超え

ない期間内において臨時的に置かれる官職

五 前各号に掲げるもののほか、人事管理上の必要性に鑑み、1日に限り臨時に置かれる官職

3 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）（以下「給与法」という。）第6条の2第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる官職を占める職員の号俸については、当該各号に定める号俸とする。

一 事務総長 8号俸

二 内部部局の局長（以下「局長」という。） 4号俸

4 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、局長を占めることとなった職員のうち、局長、事務総局総括審議官又はその職務の複雑、困難及び責任の度がこれらの官職に相当する官職において勤務した月数（4号俸を受けていた月数に限る。）と別表1の官職欄に掲げる官職（事務総局総括審議官を除く。）又はその職務の複雑、困難及び責任の度が当該官職に相当する官職において勤務した月数（4号俸を受けていた月数に限る。）に2分の1を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）とを合計した数（次項において「4号俸数」という。）が24以上（局長のうち別表3に掲げる官職（以下「重要局長」という。）を占める職員にあっては、12以上）ある職員については、前項の規定にかかわらず、局長を占めることとなった日に5号俸に決定することができる。

5 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、現に局長を占めている職員のうち、4号俸数が24以上（現に重要局長を占めている職員にあっては、12以上）ある職員については、指定替（その者の号俸をその者が占める官職に対応する別表1又は別表2の基礎指定号俸欄に掲げる号俸（当該官職が局長である場合にあっては、第3項第2号に定める号俸）の1号俸上位の号俸に決定することをいう。以下同じ。）をすることができる。

6 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、新たに指定職俸給表の適用を受け

ることとなった職員のうち、別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占める職員（次項及び第8項に規定する職員を除く。）については、その者の占める官職に対応するそれぞれの別表の基礎指定号俸欄に掲げる号俸とする。

- 7 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった職員のうち、別表2の官職欄に掲げる官職を占める職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める号俸とする。ただし、同表の基礎指定号俸欄に掲げる号俸とすることが人事管理上必要であると認められる場合においては、同欄に掲げる号俸とすることができる。

一 新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）の前日において、行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していた職員 別表2の指定職俸給表の号俸格付欄に掲げるその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していた期間のうち同日以前の直近の1月1日から適用日の前日までの期間（以下「経過期間」という。）に応じた号俸

二 適用日の前日において、行政職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受けていた職員のうち、同日に規則9—8第27条第1項に規定する異動（以下「俸給表異動」という。）をして行政職俸給表（一）の適用を受けることとなったものとみなして、同条及び規則9—8第28条等の規定を適用した場合に、同日に行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していたこととなる職員 同日に受けていたこととなる職務の級及び号俸並びに経過期間をその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間とみなして、前号の規定を適用した場合に得られる号俸

- 8 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、新たに指定職俸給表の適用を受けることとなった職員（かつて職員であった者で、人事交流等により、異動し、又は退職し、引き続いて規則9—8第17条各号に掲げる者（第1号に掲げる職員にあつては、特別職の国家公務員又は独立行政法人通則法（平成11年法

律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人(同条第2項に規定する特定独立行政法人を除く。)若しくは国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の4各号に掲げる法人の役員(特別職の国家公務員である者を除く。)に限る。)となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者に限る。)のうち、別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占める職員で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める号俸とする。ただし、これらの表の基礎指定号俸欄に掲げる号俸とすることが人事管理上必要であると認められる場合においては、同欄に掲げる号俸とすることができる。

- 一 異動又は退職の直前において指定職俸給表の適用を受けていた職員 当該異動又は退職の直前に占めていた官職について指定職俸給表の適用を受けた日(指定職俸給表の適用が、同日前に占めていた官職についての指定職俸給表の適用から引き続く場合にあっては、当該指定職俸給表の適用の最初の適用日)に職員となった日に占める官職に任用されたものとして、前2項の規定を適用した場合に決定されることとなる号俸を基礎とし、かつ、第15項から第19項までの規定を適用した場合に同日に受けることとなる号俸
- 二 異動又は退職の直前において行政職俸給表(一)の適用を受けていた職員であって、規則9—8第11条及び第17条等の規定を適用した場合に、適用日の前日において行政職俸給表(一)の職務の級10級又は9級に属していたこととなるもの 同日に受けていたこととなる職務の級及び号俸並びに経過期間をその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間とみなして、前項第1号の規定を適用した場合に得られる号俸
- 三 異動又は退職の直前において行政職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受けていた職員であって、規則9—8第11条及び第17条等の規定を適用し、かつ、適用日の前日に俸給表異動をして行政職俸給表(一)の適用を受けることとなったものとみなして、規則9—8第27条及び第28条等の規定

を適用した場合に、同日に行政職俸給表（一）の職務の級10級又は9級に属していたこととなるもの 同日において受けていたこととなる職務の級及び号俸並びに経過期間をその者の同日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間とみなして、前項第1号の規定を適用した場合に得られる号俸

9 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受けている者で任命権者を異にする異動により別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったものについては、当該異動の直前に占めていた官職について指定職俸給表の適用を受けた日（指定職俸給表の適用が、同日前に占めていた官職についての指定職俸給表の適用から引き続く場合にあっては、当該指定職俸給表の適用の最初の適用日）に当該異動後の官職に任用されたものとして、前3項の規定を適用した場合に決定されることとなる号俸を基礎とし、かつ、第15項から第19項までの規定を適用した場合に当該異動の日に受けることとなる号俸とする。

10 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、指定職俸給表の適用を受けている職員で異動（前項の異動を除く。以下この項において同じ。）により別表1及び別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったものについては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

一 第6項から前項までの規定により号俸を決定された職員で異動前に占めていた官職が掲げられている別表1又は別表2の官職欄に掲げる他の官職に異動したもの 異動前に受けていた号俸と同一の号俸

二 第6項から前項までの規定により号俸を決定された職員で異動前に占めていた官職が掲げられている別表1若しくは別表2の官職欄に掲げる官職以外の他の官職に異動したもの又は当該職員及び前号に掲げる職員以外の職員で異動により別表1若しくは別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったもの 異動の直前に占めていた官職について指定職俸給表の適用を受けた日（指定職俸給表の適用が、同日前に占めていた官職についての指定職俸給

表の適用から引き続く場合にあっては、当該指定職俸給表の適用の最初の適用日)に異動後の官職に任用されたものとして、第6項から第8項までの規定を適用した場合に決定されることとなる号俸を基礎とし、かつ、第15項から第19項までの規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

1 1 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第2項の規定によって指定職俸給表の適用を受ける職員として指定された者(同項第2号に掲げる官職を占める職員にあっては、給与法第23条第1項に規定する休職若しくは人事院規則11—4(職員の身分保障)第3条第1項第3号に規定する休職又は交流派遣のために臨時的に置かれる官職を占めることとなった者(次項において「特定職員」という。)に限る。)の号俸は、その者の第2項各号に掲げる臨時的に置かれる官職を占めることとなった日の前日(同日において規則9—8第17条各号に定める者であった者又は派遣等をされていた者にあっては、これらの者となった日の前日)に受けていた号俸(当該号俸が5号俸以上である場合にあっては、4号俸)(当該受けていた号俸が4号俸以上である場合で人事管理上必要であると認められるときは、3号俸)とする。

1 2 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第2項第2号に掲げる官職を占めることとなり指定職俸給表の適用を受ける職員として指定された者(特定職員を除く。)の号俸は、派遣等をされた日の前日に受けていた号俸の1号俸下位の号俸とする。

1 3 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、局長を占める職員(5号俸を受けている職員に限る。)であって、異動により重要局長以外の局長又は別表1の官職欄に掲げる官職を占めることとなったものについては、第3項、第9項及び第10項の規定にかかわらず、その者の号俸を5号俸に決定することができる。

1 4 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、次に掲げる職員については、第9項及び第10項の規定にかかわらず、その者の号俸を4号俸に決定すること

ができる。

一 局長又はその職務の複雑、困難及び責任の度が局長に相当する官職を占める職員（4号俸を受けている職員に限る。）であって、異動により別表1又は別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったもの

二 別表1の官職欄に掲げる官職を占める職員又はその職務の複雑、困難及び責任の度が当該官職に相当する官職を占める職員（4号俸を受けている職員に限る。）であって、異動により別表2の官職欄に掲げる官職を占めることとなったもの

15 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第6項から第10項までの規定により号俸を決定された職員（次項に規定する職員を除く。）のうち、勤務した月が当該号俸を受けることとなった日の属する月を含めて12月以上あり、人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実を照らして上位の号俸に決定することが適当である職員については、指定替をすることができる。

16 給与法第6条の2第2項の規定に基づき、第7項ただし書又は第8項ただし書の規定により別表1又は別表2の基礎指定号俸欄に掲げる号俸とされた職員のうち、人事評価の結果又は勤務の状況を示す事実を照らして上位の号俸に決定することが適当である職員については、指定替をすることができる。

17 第7項から第10項までの規定により号俸を決定された職員で次の各号に掲げるものについては、当該決定後の指定替に必要な期間を当該各号に定める期間短縮して指定替を行うことができる。

一 第7項又は第8項第2号若しくは第3号の規定により号俸を決定された職員 別表2の指定職俸給表の号俸格付欄に掲げるその者の適用日の前日に受けていた職務の級及び号俸並びに経過期間に応じた短縮期間

二 第8項第1号の規定により号俸を決定された職員 同号の規定の適用上当該号俸を受けることとなった日から職員となった日の前日までの期間

三 第9項又は第10項第2号の規定により号俸を決定された職員 これらの

規定の適用上当該号俸を受けることとなった日から異動の日の前日までの期間

四 第10項第1号の規定により号俸を決定された職員 異動前における号俸を受けることとなった日から異動の日の前日までの期間（前3号の規定により指定替に必要な期間を短縮して指定替を行うこととされている職員にあっては、前3号の規定により短縮されている期間と異動前における号俸を受けることとなった日から異動の日の前日までの期間を合算した期間）

18 第4項の規定による号俸の決定（この項において単に「号俸の決定」という。）又は第5項若しくは前3項の規定による指定替を行うことができる職員が、現在の号俸を受けた日（前項の規定により指定替に必要な期間を短縮されている場合にあつては、同日から同項の規定により短縮された期間をさかのぼった日）から号俸の決定又は指定替に必要な最短の期間を経過した日（号俸の決定又は指定替を行おうとする日が当該最短の期間を経過した日後の日であるときは、その日）の前日までの間に、次の各号に掲げる場合に該当するときは、これらの規定により号俸の決定又は指定替に必要とされる最短の期間に当該各号に定める期間を加えた期間をその者の当該号俸の決定又は指定替に必要な最短の期間とする。

一 停職又は減給の処分を受けた場合 12月

二 戒告の処分を受けた場合又は訓告その他の矯正措置の対象となる事実があった場合 6月

19 次の各号に掲げる職員の総数は、それぞれ当該各号に定める数を超えてはならない。

一 5号俸を受ける職員 2

二 局長以外の官職を占める職員であつて、4号俸を受けるもの（第2項第2号に規定する官職及び1日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。） 3

三 別表1に掲げる官職以外の官職を占める職員であつて、3号俸を受けるもの（第2項第2号に規定する官職及び1日に限り臨時的に置かれる官職を占める職員を除く。） 12

20 指定替の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。

21 前各項の規定により難い場合は、別に指令で定める。

22 第1項から第18項までの規定により指定職俸給表を適用することとされた場合若しくは職員が指定職俸給表の適用を受ける職員として指定しないこととされた場合又は指定職俸給表の適用を受ける職員の号俸の決定を行った場合には、速やかに、別紙の様式により、その旨及びその他の必要な事項を人事院に報告しなければならない。

23 別紙の様式による指定職俸給表の適用等報告書には、第15項又は第17項の規定による指定替の場合を除き人事記録の写しを添付するものとする。また、第7項第2号又は第8項の規定により適用日の前日に受けていたこととなる級及び号俸を求めた場合には、その過程が明らかになる資料を添付するものとする。

24 この指令は、平成26年5月30日から施行する。

25 平成18年人事院指令9—68（人事院規則9—2第15条及び人事院規則9—42別表の規定に基づく指定について）は、廃止する。

別表1

基礎指定 号俸	官 職
3	事務総局給付審議官、公務員研修所長、国家公務員倫理 審査会事務局長

別表2

基礎指定 号俸	官 職	指 定 取 得 給 表 の 号 俸 格 付																			
		職務の級	行政職俸給表(一)9級											行政職俸給表(一)10級							
			号 俸	30号俸 以下	31号俸	32号俸	33号俸	34号俸		35号俸		36号俸		37号俸 以上	10号俸 以下	11号俸	12号俸	13号俸		14号俸	15号俸 以上
				経過期間	全期間	全期間	全期間	全期間	12月未満	12月	12月未満	12月	12月未満	12月	全期間	全期間	全期間	全期間	12月未満	12月	全期間
2	次長(職員福祉局、給与局)、審議官(事務総局、人材局、公平審査局)、職員福祉局職員団体審議官、人材局試験審議官、地方事務局長(関東、中部、近畿、九州)、公務員研修所副所長	指定取得給表 の号俸	2	2	2	2	2	3	2	3	2	3	3	2	2	2	2	3	3	3	
		短給期間	0	0	0	0	経過期間	0	経過期間	0	経過期間	0	0	0	0	0	経過期間	0	0	0	

備考 基礎指定号俸2の官職欄に掲げる官職には、内閣官房に置かれる内閣審議官若しくは内閣府に置かれる審議官又はこれらに相当する官職を併任するために占める一時的に設定された官職を含む(ただし、当該官職を占める職員を3号俸に決定する場合には、当該職員及び当該官職欄に掲げる官職を占める職員の数の合計が、当該官職欄に掲げる官職の数(12)を超えない場合に限る。)

別表3

職員福祉局長、給与局長
